

令和6年2月定例会

総務委員会資料
(消防本部)

秋田市手数料条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第9条 (略) 別表第1～別表第5 (略) 別表第6 消防関係手数料 (第2条関係)			第1条～第9条 (略) 別表第1～別表第5 (略) 別表第6 消防関係手数料 (第2条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
(1)および(2) (略)			(1)および(2) (略)		
(3) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p>	(3) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p>

	<p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>		<p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>
(4)～(18) (略)		(4)～(18) (略)	
別表第7 (略)		別表第7 (略)	

秋田市手数料条例の一部改正について（消防関係手数料）

1 背景

直近の人件費単価および消費者物価指数の変動に加えて、審査1件あたりの審査時間の増加を踏まえ、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、手数料の標準額が引き上げられたものです。

2 改正内容

別表第6 消防関係手数料（3）オ（ア）～（ク）の浮き屋根式および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料の額を改正しようとするものです。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
KL 円	1,000 以上	5,000 以上	10,000 以上	50,000 以上	100,000 以上	200,000 以上	300,000 以上	400,000 以上
	5,000 未満	10,000 未満	50,000 未満	100,000 未満	200,000 未満	300,000 未満	400,000 未満	
改正前	1,180,000	1,410,000	1,590,000	1,950,000	2,270,000	4,550,000	5,820,000	7,070,000
改正後	1,450,000	1,720,000	1,920,000	2,360,000	2,740,000	5,640,000	7,240,000	8,790,000
増	270,000	310,000	330,000	410,000	470,000	1,090,000	1,420,000	1,720,000

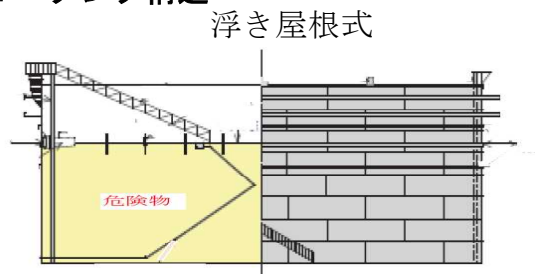
3 特定屋外タンク貯蔵所とは

灯油、ガソリンおよび原油など液体の危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上のものを貯蔵するものです。

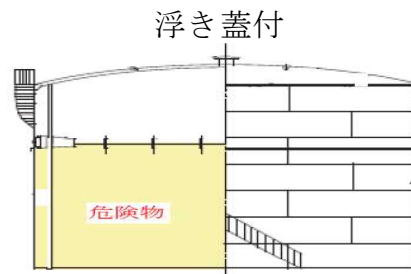
標準的な1,000キロリットルタンクの例
直径12m×高さ10m



4 タンク構造



危険物の液面に落とし蓋を浮かべたもの



浮き屋根式タンクに固定屋根が取り付けられたもの

5 施行期日

令和6年4月1日